

家庭ごみ指定袋の臨時対応期間を延長します

令和8年(2026年)

6月1日(月)から9月30日(水)までの期間

本市「家庭ごみ指定袋」が入手困難な場合に限り、
指定袋以外の袋でも、ごみを出すことができます

※この措置の内容を変更する場合は、改めてホームページ、SNSでお知らせします

市内の一部店舗において、家庭ごみ指定袋の品薄や欠品の状況が引き続き見られるため、現在実施している臨時的な対応について、実施期間を延長します。

臨時で使用できる袋

- 透明または半透明の中身が見える袋
- ポリエチレン製の袋（ポリ袋）
- サイズは10 Lから45 Lまで



使用できない袋

- × 中身が見えない袋は不可
- × 段ボールや紙などのポリエチレン製でない袋は不可
- × 他市の指定ごみ袋



- 分別方法に変更はありません。これまでどおり、通常の分別方法でのごみ出しにご協力をお願いします。
- 本措置は、あくまで家庭ごみ指定袋が購入困難な場合の一時的な対応です。
市民の皆様には、多くの方々に家庭ごみ指定袋が行き渡るよう、必要な量の購入にご協力をお願いします。

問合せ先

◇家庭ごみ指定袋について
尼崎市 ごみ減量政策担当 06-6409-1341
◇ごみの収集について
尼崎市 業務課 06-6374-9999

